様式第5－2号

地域計画

策定年月日	令和6年4月15日
更新年月日	令和6年12月6日 （第1回）
目標年度	令和15年度
市町村名 （市町村コード）	浪江町 （07547）
地域名 （地域内農業集落名）	**加倉** （　加倉　）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	59.7 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	56 ha
②　田の面積	44 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	15.7 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	12.7 (13.6) ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	47.0 (46.1) ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）・用途区域にかかっている農地が3.7haある	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

・3.11東日本及び東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なり、住民のほとんどは避難先が生活の拠点となった。避難指示が解除された後も町内には戻れず、避難先から浪江町へ通いながら農地の維持管理・耕作を行っている通作者及び農作業を受託している農家が増えている。
・「加倉の稲穂たなびく田園風景を再生する。」という目標を掲げて復興組合を設立し、地区の農地は地区で守っていくという考えの者が多く、まとまりのある地域であることが強みである。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・集落全体で営農が持続・発展していく体制づくりを固めていく。
・担い手不足解消のため法人化し、地域全体での営農を進めていく。
・大型農業機械を導入することによって作業の効率化と省力化を図りつつ、将来において外部人材や新規就農者の確保にもつながるほ場整備事業について早期に実施する必要がある。
【加倉地区のスローガン】みんなでつくろう緑の輝き

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、用途区域内の農地は転用可能な農地であることから保全・管理を行う区域とし、借りたい希望があれば用途区域の説明をしつつ対応していく。また地域内の「家畑」については、農地所有者の自己管理とする。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	78.7(77.2)　%	将来の目標とする集積率	78.7　%

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

震災前の営農環境を再生するため、担い手を中心に規模拡大に向けた話合いを継続していく。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組
地区の担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積・集約を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方法
地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。
（3）基盤整備事業への取組
担い手農業者のニーズを踏まえ、農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を活用し、農用地の大区画化等のためのほ場整備事業をR6年度から実施する予定である。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☑	⑩その他

【選択した上記の取組内容】
①イノシシ被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。宅地周りにある果樹・樹木に関しては、イノシシ等が寄り付いてしまわないように町の事業を活用して伐採対応した。
⑩担い手が未定の農地については、地域計画だより等を農地所有者へ発送し、所有農地の適切な維持管理を周知していく。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 15 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
集	A	水稲・玉ねぎ	ha	37.9 (38.4) ha	水稲・玉ねぎ	37.9 (38.4) ha	ha	A	
認農	B	花き	ha	0.3 ha	花き	0.3 ha	ha	B	
認農	C	長ネギ	ha	0.9 ha	長ネギ	0.9 ha	ha	C	
利用者	D	飼料用作物	ha	3.1 ha	飼料用作物	3.1 ha	ha	D	
利用者	E	新市場開拓米	ha	3.4 ha	新市場開拓米	3.4 ha	ha	E	
利用者	F	ライ麦、小豆	ha	1.4 (0) ha	ライ麦、小豆	1.4 (0) ha	ha	F	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		0 ha	47 ha		47 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

５　農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

６　目標地図（別添のとおり）

７　基盤法第22条の３（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	

注１：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注２：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注３：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。